

最高裁平成三年（行ツ）第二二〇号、六・一〇・二五判決

判 決

上告人	X1
上告人	X2
上告人	X3
上告人	X4
上告人	X5
上告人	X6
上告人	X7
上告人	X8
上告人	X9
上告人	X10
上告人	X11
上告人	X12
上告人	X13
上告人	X14
上告人	X15
上告人	X16
上告人	X17
上告人	X18
上告人	X19
上告人	X20
上告人	X21
上告人	X22
上告人	X23
上告人	X24
上告人	X25
上告人	X26
上告人	X27
上告人	X28
上告人	X29
上告人	X30
上告人	X31
上告人	X32
上告人	広島タクシーグループ労働組合
上告人	X33
被上告人	広島県地方労働委員会
右補助参加人	株式会社広島タクシー
右補助参加人	株式会社ときわタクシー

右当事者間の広島高等裁判所昭和六二年（行コ）第四号不当労働行為救済命令一部取消

請求事件について、同裁判所が平成三年七月一七日言い渡した判決に対し、上告人らから全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

(理由)

上告代理人 X34、同 X35、同 X36、同 X37、同 X38 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、違憲の主張を含め、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて原判決の法令違背を主張するものであって、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷